限度超過額のうちに第一項の規定により当該適用を受けることができる年の国税の控除余裕額に充てられることとなるものがある場合には、当該充てられることとなる部分を除く。）及びこれに相当する金額の当該適用を受けることができる年の前条第五項に規定する地方税の控除余裕額は、ないものとみなす。

（外国税額の控除に係る国外源泉所得に関する規定の準用）

第二百九十二条の十三　第二百二十五条の三から第二百二十五条の七まで（国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得等）、第二百二十五条の九から第二百二十五条の十一まで（事業の広告宣伝のための賞金等）及び第二百二十五条の十四（国外に源泉がある所得）の規定は、法第百六十五条の六第四項第一号（非居住者に係る外国税額の控除）に規定する国外にある資産の運用又は保有により生ずる所得、同項第二号に規定する国外にある資産の譲渡により生ずる所得として政令で定めるもの、同項第三号に規定する政令で定める事業、同項第七号に規定する政令で定める利子、同号に規定する債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるもの、同号に規定する差益として政令で定めるもの、同項第八号ハに規定する政令で定める用具、同項第九号に規定する政令で定める賞金、同項第十号に規定する政令で定める契約、同項第十二号に規定する政令で定める契約及び同項第十三号に規定する政令で定める所得について準用する。

（外国所得税が減額された場合の特例）

第二百九十二条の十四　非居住者が納付することとなつた外国所得税の額につき法第百六十五条の六第一項から第三項まで（非居住者に係る外国税額の控除）の規定の適用を受けた年の翌年以後七年内の各年において当該外国所得税の額が減額された場合には、当該非居住者のその減額されることとなつた日の属する年（以下この条において「減額に係る年」という。）については、当該減額に係る年において当該非居住者が納付することとなる控除対象外国所得税の額（第三項において「納付控除対象外国所得税額」という。）から減額控除対象外国所得税額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第百六十五条の六第一項から第三項までの規定を適用する。

2　前項に規定する減額控除対象外国所得税額とは、非居住者の減額に係る年において外国所得税の額の減額がされた金額のうち、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に相当する金額をいう。

一　当該外国所得税の額のうち非居住者の法第百六十五条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において控除対象外国所得税の額とされた部分の金額

二　当該減額がされた後の当該外国所得税の額につき当該非居住者の法第百六十五条の六第一項から第三項までの規定の適用を受けた年において同条第一項の規定を適用したならば控除対象外国所得税の額とされる部分の金額

3　第一項の場合において、減額に係る年の納付控除対象外国所得税額がないとき、又は当該納付控除対象外国所得税額が前項に規定する減額控除対象外国所得税額（以下この項において「減額控除対象外国所得税額」という。）に満たないときは、減額に係る年の前年以前三年内の各年の第二百九十二条の十一第六項（繰越控除限度額等）に規定する控除限度超過額（同条第三項又は第二百九十二条の十二第三項若しくは第四項（繰越控除対象外国所得税等）の規定により減額に係る年の前年以前の各年においてないものとみなされた部分の金額を除く。以下この項において「控除限度超過額」という。）から、それぞれ当該減額控除対象外国所得税額の全額又は当該減額控除対象外国所得税額のうち当該納付控除対象外国所得税額を超える部分の金額に相当する金額を控除し、その控除後の金額につき法第百六十五条の六第三項の規定を適用する。この場合において、二以上の年につき控除限度超過額があるときは、まず最も古い年の控除限度超過額から当該控除を行い、なお控除しきれない金額があるときは順次新しい年の控除限度超過額から当該控除を行う。

第二百九十四条中「第二編第六章」を「第二編第七章」に改める。

第二百九十五条中「第二編第七章」を「第二編第八章」に改める。

第三編第二章第二節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする。

第三百三条の二第一号中「第百六十一条第二号」を「第百六十一条第一項第六号」に改め、同条第二号中「第百六十一条第三号」を「第百六十一条第一項第七号」に改める。

第三百四条中「国内に」を削り、同条第一号中「第百四十九条第一項」の下に「若しくは第二項」を、「第百五十条第三項」の下に「若しくは第四項」を加え、同条第二号中「法第百八十条第一項第一号に掲げる法人」を「恒久的施設（法人税法第二条第十二号の十八イ（定義）に掲げるものに限る。）を有する外国法人」に改め、同条第三号中「同項各号に掲げる国内源泉所得」を「同項に規定する対象国内源泉所得」に改め、同条第五号中「国内源泉所得」を「対象国内源泉所得」に改め、同条第六号を削る。

第三百五条第一項中「国内に恒久的施設」を「恒久的施設」に改め、同項第二号中「納税地にある事務所等」を「法人税法第十七条第一号（外国法人の納税地）に規定する事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上あるときは、そのうち主たるもの。次条第一項第一号において「納税地にある事務所等」という。）」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「国内において」を「恒久的施設を通じて」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「国内源泉所得のうち」を「同項に規定する対象国内源泉所得のうち」に、「当該国内源泉所得」を「当該対象国内源泉所得」に、「あて先」を「宛先」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「その法人が法第百八十条第一項第二号又は第三号に規定する外国法人に該当する場合には、」を削り、「同項」を「法第百八十条第一項」に、「これらの号に掲げる国内源泉所得」を「同項に規定する対象国内源泉所得」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同条第三項中「法第百八十条第一項各号に掲げる法人」を「恒久的施設を有する外国法人」に、「当該各号に定める国内源泉所得」を「法第百八十条第一項に規定する対象国内源泉所得」に、「当該法人」を「当該外国法人」に、「対する国内源泉所得」を「対する当該対象国内源泉所得」に改める。

第三百五条の二を削る。

第三百六条第一項中「国内に」を削り、同項第二号中「法第百八十条第一項各号に規定する外国法人に該当しない」を「恒久的施設を有しない」に改め、同条第二項中「第三百五条第一項（外国法人が課税の特例の適用を受けるための手続等）」を「前条第一項」に改める。

第三百十六条の二中「第百九十四条第四項」を「第百九十四条第一項又は第二項」に、「に規定する給与所得者の扶養控除等申告書」を「の規定による申告書」に、「添附し」を「添付し」に改め、同条に次の二項を加える。

2　法第百九十四条第一項又は第二項の規定による申告書に同条第一項第七号に掲げる事項の記載をした居住者は、次の各号に掲げる国外居住親族（同条第四項に規定する国外居住親族をいう。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める旨を証する書類として財務省令で定めるものを各人別に当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一　法第百九十四条第一項第七号の同居特別障害者若しくはその他の特別障害者又は特別障害者以外の障害者である国外居住親族（次号及び第三号に掲げる国外居住親族を除く。）　当該国外居住者の親族が当該居住者の親族に該当する旨